

平成24年(行ウ)第6号

原 告 宮 部 慎 太 郎  
被 告 鳥 取 市

証 拠 意 見 書 ( 2 )

平成25年8月9日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

原 告 宮 部 慎 太 郎

被告証拠意見書(2)に対し、次のとおり反論する。

第1 本案の争点について

被告証拠意見書(2)の第1では本案の争点は固定資産税及び都市計画税の減免措置を実施したことの違法性であり、対象区域の特定は不要であるという趣旨のことが述べられている。

しかし、原告は下味野地区で行われた減免措置の違法確認を求めているのである。もし、対象地域を特定せずに減免措置全般の違法性を確認するのであれば、全ての地区の減免措置の違法を確認することと同等となり、原告の請求範囲を超える。原告の請求が認められるためには対象地域の特定が必須であるから、あくまで対象地区を特定しないというのであれば、それは最初から原告の敗訴ありきであって不当である。

減免措置全般の違法性を問うとしても、仮に旧穢多村であることとは無関係に減免対象地域とされ、特別な事情により住民が例外なく困窮しているような同和地区が存在するのであれば、その地区に対する減免措置は適法と考えられる余地があるし、原告第3準備書面で述べた通り同和地区全般の経済レベルについて特定の地区が平均値を押し下げている実態がないか検証の必要がある。そのため、減免措置全般の違法性を問うとしても対象地域の特定の必要性は変わらないし、下味野地区だけを請求の対象としているのに、他の地域にまで検証の範囲を広げることは時間の浪費である。また、下味野地区の同和減免対象区域が分かれば、それが事実上旧穢多村の区域と一致していると分かり、全ての問題が明確になるのに、同和地区の場所は秘密という建

前ありきで核心をぼやかし続けることもまた無駄な時間の浪費である。

## 第2 民事訴訟法第220条第4号口該当性について

原告が求めるのは下味野地区の固定資産税及び都市計画税の減免措置の対象地域の開示であって、同和問題以前に税制の問題である。

例え同和地区でなくても、不透明な理由で特定の地域の住民だけ固定資産税が減免されていれば、その地域の住民が良く思われたいのは当然のことであるし、当の住民も後ろめたいと考えるものである。それらと部落差別とが混同されるような状況を作っておいて、違法な税制を隠蔽することを正当化するのは、同和問題の悪用であり、文書提出命令の拒否権の濫用である。

仮に「差別につながるから」という理由で減免の具体的な要件を隠蔽することができるのなら、同和問題に限らず在日コリアン等の問題を利用して恣意的な税の減免が隠蔽し放題となり、いわゆる同和特権や在日特権と呼ばれるようなものが存在しないと主張しても、誰も信用しなくなる。また、例えば同和問題を隠れ蓑にして市長の親族だけ税の減免対象となるように対象地域を操作することも可能である。

結果的に下味野の同和地区の区域を示すことになっても、下味野の同和地区の場所は公務員の職務上の秘密でも、非公知の事柄でもない。下味野の同和地区が旧赤池穢多村を起源としていることは、古文書（甲1）にも記載された歴史的事実である。

また、下味野地区の住民有志が下味野に同和地区があることが書かれた出版物（甲10）を出していることから、住民が同和地区があることを秘密にしたいと考えていないことは明らかである。被告が言うとおり原告らは裁判の中で下味野の同和地区のおおよその区域を示して、そのことをウェブサイトで公表しているが、当の下味野地区の住民からは何ら抗議を受けていないし、前回口頭弁論に至るまで傍聴席も平穏である。

従って、民事訴訟法第220条第4号口には該当しない。